

記載要領

- 1 償却資産申告書は償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。
ただし、地方税法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産については当該道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※の欄には記入しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。